

岐阜県人権教育基本方針はこのような根拠や考えでつくられています

国内外の人権教育に係る動向から

人権の擁護・促進のためには、全世界において人権尊重の意識を高めていくことが重要であるという認識のもと推進される人権教育の国際的な動向を受け、国内においても人権教育の取組が推進されています。教育委員会及び学校は人権教育の実施主体として、その取組の推進が求められています。

日本国憲法(昭和22年5月3日施行)
第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

世界人権宣言(1948年12月10日)
第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心とを受けられており、互いに同法の精神をもって行動しなければならない。

文部科学省において作成された「人権教育の指導方法の在り方について第一次とりまとめ(平成16年)」においては、学校における人権教育の理念をこのような分かりやすい言葉で明示しています。この文言は今後も学校における人権教育の基本理念として受け継がれます。

なお、第一次とりまとめにおいては、この文言について、「そのことを単に理解するにとどまらず、それが態度や行動に表れるようになることが求められることは言うまでもない」としており、本県における、行動力の育成を目指した「ひびきあいの日」の取組の充実と軌を一にしていると言えます。

国連の「人権教育のための世界計画」の中で、人権教育の定義を、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために、教育、研修及び情報である」としてしています。こうした国際的な人権教育の流れも踏まえています。

文部科学省が示す「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果(平成21年10月)」においては、7つの提言が示されており、この内、本県においては、「学校・家庭・地域社会が一体となった取組を推進すること」が課題の一つとなっています。

文部科学省の学校における人権教育に係る動向から

文部科学省は、全ての人々の人権が尊重される社会が国内外を問わず実現されることを願い、人権教育の意義や「第三次とりまとめ」の趣旨を十分に認識した人権教育の一層の充実を教育委員会及び学校に求めています。

岐阜県人権教育協議会の今後の課題から

社会の変化とともに広がる人権課題や、国内外及び文部科学省の人権教育に係る動向を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となって人権尊重の精神を育む取組が一層推進されるよう、教育・啓発活動に取り組むことが求められています。

岐阜県人権教育基本方針

平成23年12月5日
教育長決定

人権問題は、侵すことのできない永久の権利としての人間の自由と平等に関する問題である。

人権問題は、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利(人権)を侵害する問題であり、全ての人々が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるという人類普遍の原理に関する国際的・国民的な問題である。

人権教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことによって、民主的人間としての資質の育成と、民主的人間関係の醸成を図ることにある。

人権教育は、これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。

学校教育においては、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的な精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努める。

社会教育においては、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

本県の人権教育は、前述の精神に則り県民的課題として推進しなければならない。

これまでの同和教育及び人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、全ての県民の正しい認識と理解を一層深めるとともに様々な人権問題を解決できる実践力を高め、人権という普遍的な文化を築くことが必要である。

したがって、人権教育は、あらゆる場において考慮すべき県民的課題であり、教育の中立性を確保しつつ、個人の尊厳を重んじ民主的・合理的な精神を尊重する教育・啓発を積極的に進めなければならない。

この人権教育の推進に当たっては、学校・家庭・地域社会が一体となって計画的、継続的に取り組むことが肝要である。

文言の表記については、平成22年6月に答申された「改訂常用漢字表」に基づき公用文表記として改めています。

人権擁護推進審議会答申(平成11年7月29日)
「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」
人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利それが人権である。

昭和49年9月に「岐阜県同和教育基本方針」が決定され、平成14年3月に「岐阜県人権同和教育基本方針」が決定されました。それぞれが果たしてきたこれまでの歩みを大切に受け継ぐ意味合いからこの文言を挿入しました。

人権教育で培う三つの力として、認識力・自己啓発力・行動力の育成を重視します。

次の2点を踏まえた文言としてしています
平成23年6月10日の第1回岐阜県人権同和教育協議会における「協議会の名称から同和の言葉が消えても、同和问题への取組が弱まることであってはならない。」という意見を基にしています。
「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日)」においては、各人権課題に対する取組の中の同和问题について、「これまでの同和问题に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和问题を重要な人権問題の一つとして捉え」という文言が掲げられています。岐阜県としては、どの人権課題も重要であるという認識に立つと同時に、これまでの同和教育が果たしてきた役割の大きさとその成果を大切に受け継ぎます。